

第4章

計画の推進にあたって

1 推進主体

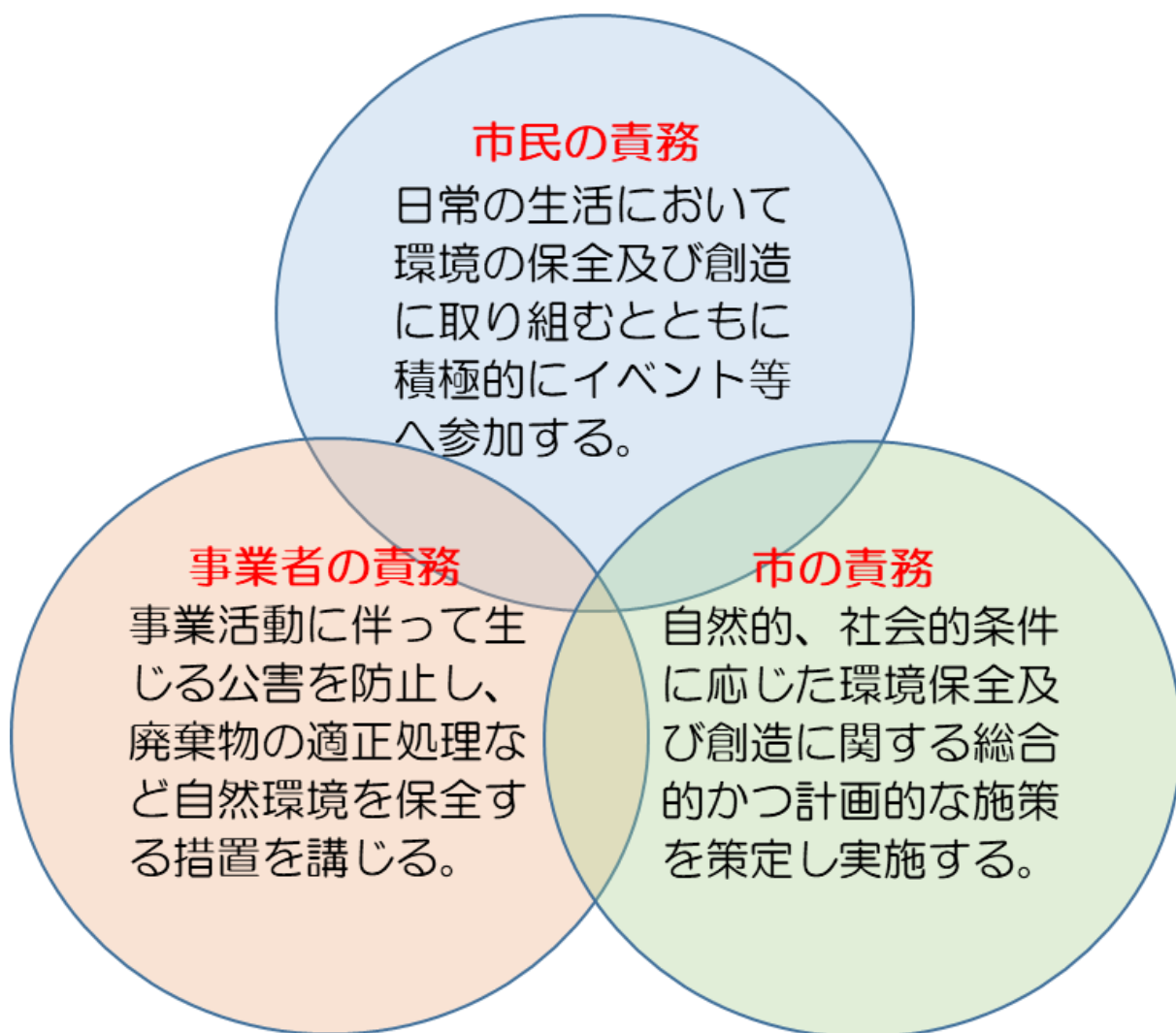
2 推進体制

3 進行管理

1 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。市が直接実施するものに限らず、市民や事業者が実施主体となるものや、三者の協働によるものなど、それぞれの責務を果たすとともに互いに協力・連携しながら、幅広く推進していく必要があります。

“三者の協働”



2 推進体制

(1) 庁内体制の整備

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、庁内関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ効果的に本計画を推進するため、環境審議会の意見を聴きながら、各施策の進行状況の把握や点検、関係部局間の連携、調整を図るための庁内体制を確立していきます。

(2) 環境審議会

環境審議会は、環境基本法に基づき、伊佐市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するために環境審議会条例で定めた機関であり、学識経験を有し、また、市内の公共的団体を代表する方々で組織しています。

環境審議会では、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、計画全体の進捗状況について確認し、また、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的に幅広い見地から審議を行います。

(3) 市民・市民団体、事業者の参画

環境保全に関する施策を総合的かつ効果的に進めていくためには、市民や地区コミュニティ協議会・NPO等の市民団体、事業者の皆さんの協力や自主的な活動が重要となります。

市民や事業者の皆さんの協力のもと、環境教育や環境学習などによる意識啓発の充実を図り、市の広報紙やホームページなどによる情報提供を充実させ、自主的な取組みに対する支援策などを講じていきます。

(4) 広域的な連携、協力体制

本計画に基づく施策の推進には、国や県、周辺自治体や関係機関などと協力して解決していかなければならない環境問題もあります。

市域を超えた広域的な取組みが必要である水質汚濁や地球温暖化等の環境問題に対しては、今後も国や県、周辺自治体や関係機関などとの積極的な情報・意見交換に努め、連携と協力体制を強化していきます。

3 進行管理

本計画の進捗状況については、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図っていきます。

本計画の実効性を高めるため、施策や事業の進捗状況を的確に把握し、ホームページなどを利用し、広く公表していきます。

また、計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見・指導などを受けます。

